

令和7年3月10日 提出

議会案第1号

選択的夫婦別姓制度に関する議論の活性化を求める意見書

八戸市議会議長 小屋敷 孝 様

提出者	八戸市議会議員	
〃	〃	岡 田 英
〃	〃	田名部 裕 美
〃	〃	長谷川ひろゆき
〃	〃	山之内 悠
〃	〃	高 橋 正 人
〃	〃	石 橋 充 志
〃	〃	藤 川 優 里
〃	〃	壬 生 八十博
〃	〃	上 条 幸 哉
〃	〃	森 園 秀 一
〃	〃	伊 藤 圓 子
〃	〃	寺 地 則 行

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出
します。

選択的夫婦別姓制度に関する議論の活性化を求める意見書

近年、結婚後も夫婦が望む場合にはそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度についての議論がある中、令和4年3月に公表された内閣府の家族の法制に関する世論調査の結果を見ると、夫婦同姓制度を維持したほうがよいの回答が27.0%、選択的夫婦別姓制度を導入したほうがよいの回答が28.9%と大きな差がなく、現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で旧姓の通称使用についての法制度を設けたほうがよいの回答が40%を超えており、国民の間には様々な意見が存在していることが明らかになった。

そのような中、令和6年6月には、一般社団法人日本経済団体連合会が、政府への提言の中で、女性活躍を阻害する社会制度の課題の一つとして、夫婦同姓制度の見直しが求められているとしたところであり、同年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう民法の改正を勧告している。

最高裁判所は、平成27年12月及び令和3年6月の決定において、夫婦同姓制度を合憲としつつ、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべき事項にほかならないとし、国会における議論を促している。

家族の在り方も多様化し、社会の価値観や考え方も変化する中、これらを反映した世論の動向や最高裁判所の意見の趣旨を踏まえた上で、国及び政府においては、制度の在り方を議論していかなくてはならない。

よって、国においては、家族の一体感や戸籍制度などを守ることの両立を図りながら、より多くの国民の賛同をいただける形で選択的夫婦別姓制度に関する議論を活性化されるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月10日

八 戸 市 議 会